

安全管理者選任時研修

労働安全衛生法第11条では、一定の業種及び規模の事業所ごとに、安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理する者を選任する事が必要で、その選任した者を「安全管理者」といいます。

労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、各事業場の業種、規模等に応じて、安全管理者の選任を義務付けており、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署へ報告する必要があります。

安全管理者を選任しなければならない事業場は、次の通りです。

| 業 種 | 事業場の規模 (常時使用する 労働者数) |
|--|----------------------------|
| 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 | 50人以上 |

記

実施日【第1回】2022年 7月 1日(金) 飯塚会場 (学科会場未定)

及び会場【第2回】2022年 11月 2日(金) 飯塚会場 (学科会場未定)

※9時間の講習が、1日で終わるようにカリキュラムを組んでおります。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、中止・延期および会場が変更になる場合があります。

※詳細は受講票・時間割でご案内致します。

受講料・テキスト代・受講区分(講習時間)

| 種別 | 講習時間 | 受講料 | テキスト代 | 合計金額 | 講習条件 |
|-----|------|----------------------|---------------------|----------------------|-------------------------------|
| 会員 | 9H | 11,000円 (消費税10%含) | 1,650円 (消費税10%含) | 12,650円 (消費税10%含) | 福岡県労働基準協会の会員 (田川労基協会以外でも可) |
| 非会員 | 9H | 13,200円 (消費税10%含) | 1,650円 (消費税10%含) | 14,850円 (消費税10%含) | |

定員 40名(定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込み下さい)

申込方法 ・ 受講申込書に必要事項を記入・押印のうえ、①～③を添えてお申し込み下さい。

①証明写真1枚

(縦3.0cm×横2.4cm、申込前6ヶ月以内に撮影、上三分身、正面脱帽、無背景、裏面に氏名記入)

②本人確認書類の写し

(自動車運転免許証、住民票：交付後6ヶ月以内、在留カードのいずれか)

③受講料・テキスト代の合計金額

・ 申込書類及び受講料等は、下記期日までに提出して下さい。(お早めにお申し込み下さい)

【第1回】5月17日(火) 【第2回】10月18日(火)

※受講申込書は、「田川労働基準協会」のホームページからもダウンロードできます。

・ 申込書を郵送された場合の受講料及びテキスト代は「現金書留」又は「銀行振込」いずれかの方法でお願いします。

振込先(※振込手数料は、貴社にてご負担願います。)

福岡銀行 伊田支店 普通預金 No.1388244 一般社団法人 田川労働基準協会

注意事項

- ・ 既納の受講料等は返金いたしません。当日受講できない時は受講者の変更をして下さい。
- ・ 遅刻、早退、欠席について受講は無効となります。次回への繰延べはできません。
- ・ 台風や積雪、強風等の安全確保が困難な状況や、受講希望者が定数に満たない場合は中止もしくは変更、延期する場合がございます。
- ・ 事務局へお出での際は、外出している事がありますので電話等でお確かめの上お出下さい。

申込先 一般社団法人 田川労働基準協会

〒825-0013 田川市中央町4番10号

電話(0947)42-1658 FAX(0947)42-2752